

		午前	午後		予定・備考
6月1日	土		～15時		
6月2日	日	休診	休診	10:00～	世界禁煙デー記念フォーラム in 弘前
6月3日	月				
6月4日	火				
6月5日	水		休診		芒種
6月6日	木				
6月7日	金				
6月8日	土		～15時	19:00～	休日夜間急病診療所当番（根城）
6月9日	日	休診	休診		
6月10日	月				
6月11日	火				
6月12日	水		休診	19:00～	八戸市医師会学術学習委員会
6月13日	木				
6月14日	金			19:00～	東北大学長陵同窓会総会・講演会
6月15日	土		～15時		
6月16日	日	休診	休診		
6月17日	月				
6月18日	火			13:15～	1歳半健診（健診センター）
6月19日	水		休診		
6月20日	木				
6月21日	金				夏至
6月22日	土		～15時	19:00～	休日夜間急病診療所当番（根城）
6月23日	日	休診	休診		八戸市民合唱祭
6月24日	月			19:00～	八戸市医師会小児学校保健委員会
6月25日	火			19:00～	八戸市小児科医会講演会
6月26日	水		休診		
6月27日	木				
6月28日	金			19:00～	休日夜間急病診療所当番（根城）
6月29日	土		～15時	17:00～	青森県小児科医会総会・講演会
6月30日	日	休診	休診		
7月1日	月				



くば小児科 クリニック

院内報 2013年4月・5月号

● 院内版感染症情報 ～2013年第21週（05/20～05/26）

	2013年	第04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21週
インフルエンザ	24	21	14	3	4	3	3	0	0	2	1	4	3	1	0	1	1	3	
咽頭結膜熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
A群溶連菌咽頭炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
感染性胃腸炎	6	11	10	5	5	8	9	9	4	4	4	9	6	5	3	1	4	3	
水痘	1	0	0	1	4	2	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
手足口病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	1	
伝染性紅斑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
突発性発疹	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	
百日咳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
風疹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ヘルパンギーナ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
麻疹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
流行性耳下腺炎	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

5月末現在、最も多いのは咳が多くなるタイプの風邪で、その中にはマイコプラズマも含まれているようです。インフルエンザもB型が一部の学校で残っています。手足口病が5月から増え始めていて、例年7月前後を中心に流行します。

● 成人男性の風疹流行と先天性風疹症候群の増加 青森県でも注意を

前号でもお知らせした通り、昨年から続いていた風疹の流行が今年は更に拡大し、首都圏などを中心に主に成人男性の間で大きな流行になっています。青森県内ではまだ少数で、明らかな流行には至っていませんが、その分だけかかる可能性のある人が多いと考えることもできます。23歳以上の方には麻疹風疹ワクチンの接種をお勧めしております。（麻疹・風疹ワクチンを2回接種した方以外はどなたでも）

● 世界禁煙デー「タバコの広告・販促・後援活動の禁止法制定を」

青森県タバコ問題懇談会の声明「世界禁煙デーにあたって」から一部を引用します。

2013年5月31日の WHO世界禁煙デーのテーマは「Ban tobacco advertising, promotion and sponsorship：タバコ会社の広告・販促・後援協賛活動の包括的禁止法制定を」です。2012年のテーマ「Tobacco industry interference：タバコ産業による規制妨害を告発する」に引き続き、タバコ産業の欺瞞と反社会性を厳しく追及し、各国政府に対して包括的禁止法制定を早急に実施することを求めています。

日本政府も批准しているWHOタバコ規制枠組み条約（FCTC）の第13条では、すべての締結国に対し、条約施行後5年以内にタバコの広告、販売促進、スポンサー活動の禁止を実行する義務を課しています。2008年に採択されたFCTC第13条ガイドラインには包括的禁止措置の範囲が示されており、直接・間接的なタバコ商品の広告のみならず、スポーツ・文化活動、市民活動などへの後援・協賛や、社会貢献活動（CSR）など、タバコ産業が行うほとんど全ての広告、販促、後援・協賛活動を禁止することが求められています。バレーボールや将棋などのスポンサー活動、マナー広告、ねぶた祭り会場におけるゴミ拾い活動、東奥日報のような報道機関とタバコ会社共催のフォーラム開催などは全てFCTCに違反していることは明白であり、これまで何度も厳しく指摘してきました。

政府および国会は早急に包括的な広告禁止法を制定すべきですが、それと共に、メディア、行政、各種団体および県民の一人一人が、タバコ産業の行っている各種の貢献活動と称する資金のばらまき（タバコマネー）が、規制の手を緩めさせてタバコ販売の利益を確保するという明確なただ一つの目的のために行われているという事実を正しく理解し、より厳しい規制の実施を後押ししていただくことを期待します。

一方、厚生労働省は今年の世界禁煙デーのテーマを、日本独自に「たばこによる健康影響を正しく理解しよう」という実効性のないメッセージにすり替えて、WHOのテーマには翻訳すら付けず、国民の命を守るためにタバコ産業と対峙する義務を完全に放棄しています。2012年にも独自テーマ「命を守る政策を！」を制定して同様の姿勢を見せてはいましたが、辛うじて「たばこ産業の干渉を阻止しよう」という翻訳は掲載していました。

タバコ問題は原発・核燃問題と全く同じ構造で、政官学財メディアによる「ムラ社会」で成り立っています。厚労省の姿勢はその現状を端的に表していると言えます。

● 真実を伝えずにタバコマネーにすがり続けるメディア

メディアは、これまでFCTCに違反してタバコ会社から広告や協賛金を受け取ってきたことの誤りを認めてタバコマネーと縁を切るか、これまで通りお金を受け取り続けるかの二つに一つの選択肢しかありません。当然のことながら、自らFCTCに違

反しながら、タバコ会社の広告・販売促進・スポンサー活動はFCTC違反であることを県民に正しく伝えることは、泥棒が警官になれないのと同じ道理で不可能です。

● 飲食店内の喫煙でPM2.5は危険域に上昇

すでに報道されている通り、飲食店などの室内で喫煙すると微小粒子状物質（PM2.5）は数十～数百というレベルに達します（単位はいずれも $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）。

環境省は新たに屋外における活動自粛の基準を「70」という根拠のはっきりしない数字に決めましたが、環境基準は年間の慢性曝露で「15」、24時間の急性曝露で「35」です。WHOのガイドラインによると、PM2.5が「10」上昇すれば、全死亡率は急性曝露で1%、慢性曝露で6%も増加するのです。（10万人あたり千～6千人）

もし「70以上」で外出自粛などの注意喚起を行うのであれば、「数百」という飲食店には入店自粛を呼びかけなければいけないはずですが、県民もこの事実を知れば、全面禁煙ではない飲食店を利用する危険性を簡単に理解することができるはずですが。

分煙によって受動喫煙を防ぐことができないことはWHOや日本政府も認めており、FCTCガイドラインで2010年までに「分煙不可・例外なし・罰則あり」の屋内全面禁煙の法律・条例化が求められてきたことは、これまで何度も伝えてきました。

青森県・三村知事は、2010年以来、当懇談会からの再三の要請にも関わらず受動喫煙防止条例を制定しようとせず、県民を受動喫煙から守る義務を放棄しています。

以下「法律・通知を守らずに喫煙室を設置し続ける青森県議会／三陸復興国立公園内の遊歩道・休憩所における全面禁煙の要請／参議院議員選挙候補者タバコ問題アンケート／タバコのない青森へ10の提言／世界禁煙デー記念フォーラム in 弘前『タバコの煙のないお店でおいしく食べたい』」と続きますが、長くなるので全文はHPをご覧ください。<http://aaa.umin.jp/>

● 6月の診療日、急病診療所、各種教室、相談の予定

6月も臨時休診の予定はありません。急病診療所当番は6/8(土)、6/22(土)、6/28(金)の予定です。育児・子どもの心相談、禁煙外来（保険・予約制）は随時受け付けております。メール予約システムをご利用下さい。♡ 当院は「敷地内禁煙」です

発行 2013年5月27日 通巻第163号
〒031-0823 八戸市湊高台1丁目12-26
TEL 0178-32-1198 FAX 0178-32-1197
<http://www.kuba.gr.jp/>